

旧優生保護法に基づく優生手術について

1 旧優生保護法

昭和23年に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること（旧法第1条）を目的として施行。平成8年に母体保護法に改正され、旧規定は廃止された。

遺伝性等の特定の疾患にかかっている者について、優生手術が必要と認めた医師は、県が設置する優生保護審査会に手術の適否に関する審査を申請する義務があり（旧法第4条）、また、それ以外の疾患の場合でも、保護義務者の同意を得て審査を申請できるとされていた（旧法第12条）。

2 県の関わり（主な経過については、別紙のとおり）

いわゆる機関委任事務として、旧法に基づく事務を執行していた。その主な内容は以下のとおり。

- (1) 優生保護相談所を設置して優生保護に関する相談、普及向上等に当たった。相談所は、中央優生保護相談所（昭和37年度～51年度）のほか、各保健所に平成8年度まで附置されていた。
- (2) 優生保護審査会を設置して手術の適否を審査した。審査会は医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員、その他の学識経験者の中から知事が任命した10名以内で構成。
- (3) 中央優生保護相談所に附属診療所（通称「愛宕診療所」）を設置して優生手術の実施に当たった。
- (4) 優生手術に関する費用は、国庫負担の下で、県予算に計上して支弁した。

3 宮城県における優生手術の状況

厚生労働省の「衛生統計」によると、宮城県では、法律の施行期間内に、1,406件の優生手術が実施されたとのこと。

また、県が保存している「優生手術台帳」には、昭和38年度から61年度までの優生手術に関する情報が記載され、859人の手術実施が確認されている。

4 関係文書等の保存状況について

優生手術の実施に関するものとして、「優生手術台帳」のほか、公文書館に保存されていた「優生手術申請書」等の4つの簿冊が確認されている。また、国からの通知等の例規関係書類、優生保護審査会の委員委嘱に関する書類も一部残っている。

その他の文書等については、当時の文書規程等に基づき、順次、廃棄したものと思われる。

5 国に対する損害賠償請求訴訟等について

平成30年1月30日、宮城県在住の60代の女性が、国に対する損害賠償請求訴訟を提起したほか、数人が今後、訴訟提起の予定との報道があった。

なお、国では、3月6日に超党派の国会議員から構成された議連が設立され、実態把握や救済措置の在り方等に関する検討が始まっている。

6 今後の予定等

県としては、司法の判断や国の動向等を注視していくとともに、手術を受けた方からの相談等に対しては、これまでと同様、真摯に対応していく。また、公文書館に保存されていた4つの簿冊を行政文書として引き受け、現在、内容を精査しているところであり、結果がまとまり次第、その概要を公表してまいりたい。

別紙

旧優生保護法に基づく優生手術に関する主な経過等について

平成30年3月14日
保健福祉部

- 昭和23(1948)年 旧優生保護法が施行
- 37(1962)年 宮城県中央優生保護相談所附属診療所(愛宕診療所)が開設
- 47(1972)年 愛宕診療所が廃止
- 平成8(1996)年 旧優生保護法が母体保護法に改正
優生保護相談所、優生保護審査会が廃止
- 9(1997)年 県に対して自己情報の開示請求が提出
- 10(1998)年 情報部分開示に対する異議申立て
- 16(2004)年 坂口厚生労働大臣(当時)が「今後の検討」を答弁
「優生手術に対する謝罪を求める会」から公開質問状が提出
- 21(2009)年 関連文書の開示請求(支援団体から)
- 27(2015)年 日本弁護士連合会に人権救済申立て
- 29(2017)年 日弁連が「国は謝罪と補償、実態調査を行うべき」との意見書
「求める会」から「資料の調査・保管を求める申入書」が提出
- 30(2018)年 国に対する損害賠償請求が提訴(1月30日)
県議会における「意見交換会」開催(2月15日)
県議会に「請願書」が提出(3月1日)
超党派の国会議員による検討会立上げ(3月6日)